

「 受験者への連絡・注意事項 」

- 1、商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成（受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む）、合格証書・合格証明書の発行、商工会議所会報・小千谷新聞による合格者名の公開および検定試験に関する連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討の目的にのみ使用し、目的外の使用はいたしません。
- 2、受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書（氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる〈例〉運転免許証、学生証、社員証、パスポートなど）を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、事前にお申し出ください。なお、受験者が小学生以下場合、身分証明書は不要です。
- 3、一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- 4、試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法等についてのご質問には一切回答できません。
- 5、取得点数は、受験者本人にのみ開示することが可能です。取得点数を確認したい場合、当所検定担当までお問い合わせください。ただし、答案の公開、返却には一切応じられません。なお、団体申込の場合に限り、所属団体に取得点数を含む成績表を郵送します。
- 6、合格証書の再発行はできません。
- 7、試験会場には所定の申し込み手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 8、試験会場への来場は時間厳守としてください。
- 9、試験中、途中退出後の再入室はできません。トイレ等は事前に済ませてください。
- 10、試験中の飲食、喫煙はできません。
- 11、次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ・試験委員の指示に従わない者
 - ・試験中に助言を与えたり、受けたりする者
 - ・試験問題等を複写する者
 - ・答案用紙を持ち出す者
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
 - ・その他の不正行為を行う者

- 12、試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を禁止します。
- 13、試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りする等の対応を取らせていただきます。
- 14、台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を返還等対応いたします。ただし、中止に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については、なんら責任を負いません。
- 15、台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を返還等対応いたします。ただし、これに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については、なんら責任を負いません。
- 16、本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
- 17、受験者は試験当日、試験会場に向かう前に検温を行い、発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合は、受験会場への来場をお控えください。
- 18、下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。
 - ・発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合
 - ・過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に、同居している者に感染が疑われた場合
 - ・過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- 19、試験当日、試験会場において、受験者に発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
- 20、受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。